

横浜市公告第 487 号

マンション再生組合に係る定款の変更の認可

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、桜台団地マンション建替組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 組合の名称
桜台団地マンション再生組合
- 2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
桜台団地
 - (2) 敷地の区域
青葉区桜台28番、39番、40番の1、40番の2、41番の1、41番の2
- 3 再生後マンションの敷地の区域
青葉区桜台28番、39番、40番の1、40番の2、41番の1、41番の2
- 4 事業施行期間
令和2年8月5日から令和9年6月30日まで
- 5 事務所の所在地
神奈川区栄町8番地の1
- 6 設立認可の年月日
令和2年8月5日
- 7 定款の変更認可の年月日
令和8年9月25日